



イギリス・ドイツにおける ライセンス・オブ・ライトに関する考察

国際第2委員会 第1小委員会

和田 学
(凸版印刷株式会社)



国際第2委員会 第1小委員会

メンバー（敬称略）

大庭 弘貴	小委員長	株式会社デンソー
大江 嘉海貴		東芝テック株式会社
奥山 祐美子		日本電気株式会社
伍賀 靖洋		サントリーホールディングス株式会社
西尾 卓		旭化成株式会社
橋本 瑛一		三井化学株式会社
横山 卓見		スズキ株式会社
和田 学		凸版印刷株式会社



ライセンス・オブ・ライトとは

ライセンス・オブ・ライト (License of Right : LOR)

特許権者あるいは特許出願人が、自己の特許について何人に対しても ライセンスする用意がある旨の宣言 をすることによって、特許料の減額を受けられる制度。

LOR導入国：イギリス、ドイツ、ブラジル、タイ、ロシア、中国



本研究の背景・目的

中国でLORに相当する制度が導入（専利法第4次改正）

日本でもLORの導入検討

『ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方』
産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会 2021年2月3日

LORの最近の利用実態や有用性は不透明な状態。

イギリス・ドイツにおける

- 👉 LORの利用実態の調査
- 👉 LOR利用のメリットデメリットの整理

LOR活用に資する情報を提供すること。



LOR制度概要

	イギリス	ドイツ
根拠法	特許法46条	特許法23条
減額	年金の 50%	年金の 50%
申請可能時期	特許権 発生後	特許 出願後
宣言の申請者	特許権者 (3年間不実施の場合は第三者が強制的なLORの登録を申請できる(48条1b))	特許権者/出願人
宣言の取下げ	可能(ただし、実施権者がいない場合 or 実施権者全員の合意がある場合)	可能(ただし、実施権者がいない場合)
宣言取下げ後の特許料	減免額を追納	減免額を追納
実施条件の決定制度	あり (当事者の申立てにより知的財産庁長官が裁定)	あり (当事者の申立てにより特許商標庁が決定)
設定される実施権の種類	非独占実施権	非独占実施権
差止請求の制限	あり (侵害訴訟において侵害者がライセンス取得を約束することで差止できなくなる。)	あり (実施権者がライセンスの支払いを怠る場合差止できる。)



LORのメリット・デメリット

メリット

- 年金の減額

	【1-20年次年金の総額】	【減額効果】
ドイツ	¥1,725,270 (1€=¥131換算)	約85万円
イギリス	¥ 709,920 (1£=¥153円換算)	約35万円

- 潜在的ライセンスの発見

デメリット

- 無差別なライセンス許容
- ライセンス条件を自由に決定することが事実上難しい
- 差止請求の制限



調査対象

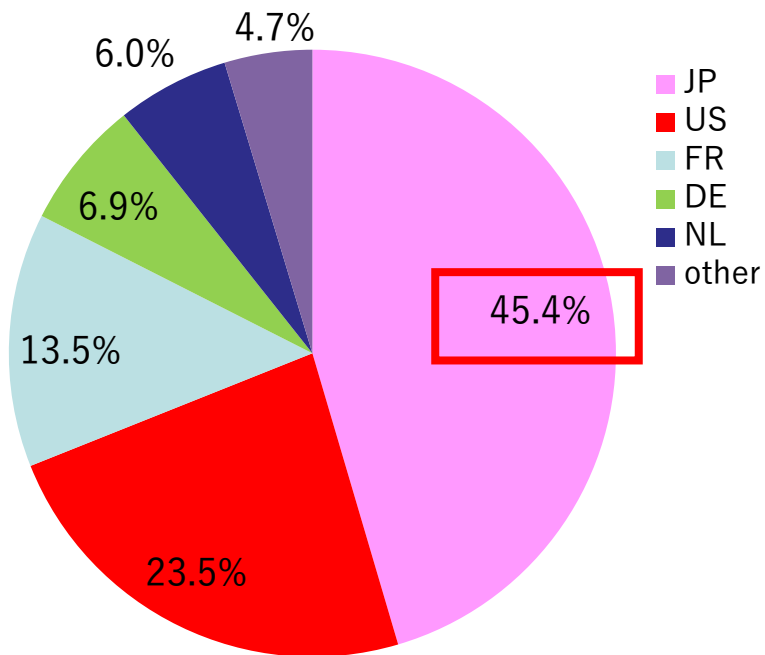
	イギリス	ドイツ
調査 ツール	Patents Endorsed Licence of Right (LOR) https://www.ipo.gov.uk/p-dl-licenceofright.htm	DPMAregister https://register.dpma.de/DPMAregister/pat/experte
出願日	2000/01/01-2018/12/31	
対象件数	9,694件	62,364件
調査日	2020/7/1	2020/8/31

参考 2018年のイギリスの特許出願件数：約21,000件
2020年のドイツの特許出願件数：約62,000件

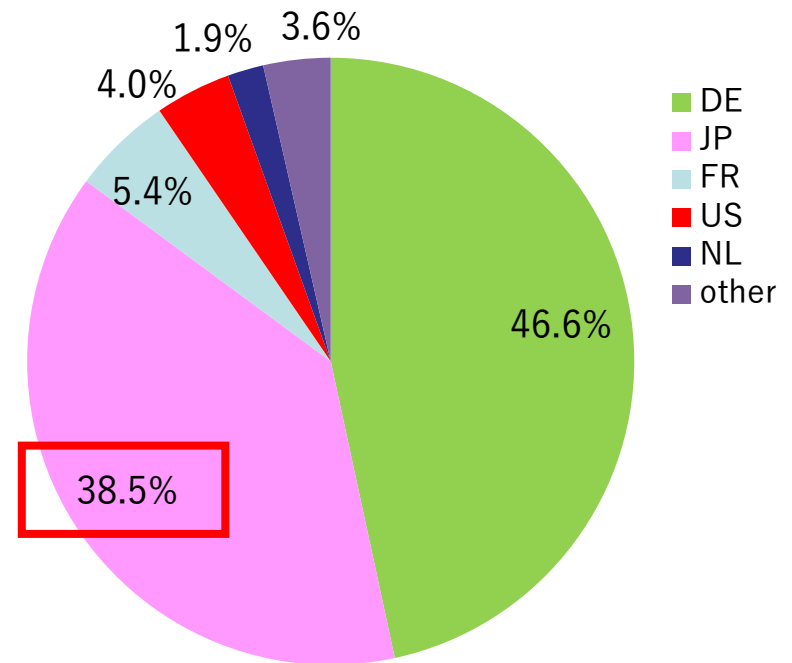


イギリス・ドイツにおけるLORの出願人国籍

出願人国籍別LOR宣言（イギリス）



出願人国籍別LOR宣言（ドイツ）



- ・ 日本出願人：イギリス1位・ドイツ2位
- ・ LORを利用する出願人国籍に偏りがある

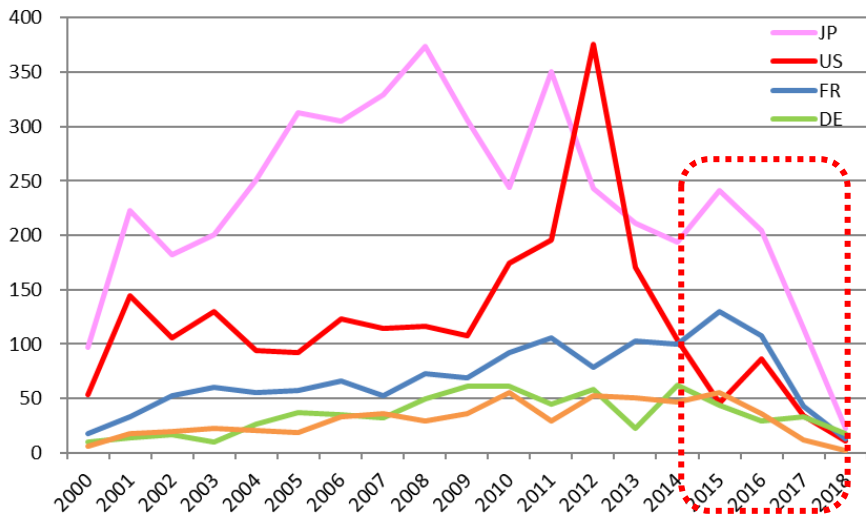


イギリス・ドイツにおけるLOR宣言上位5か国の推移

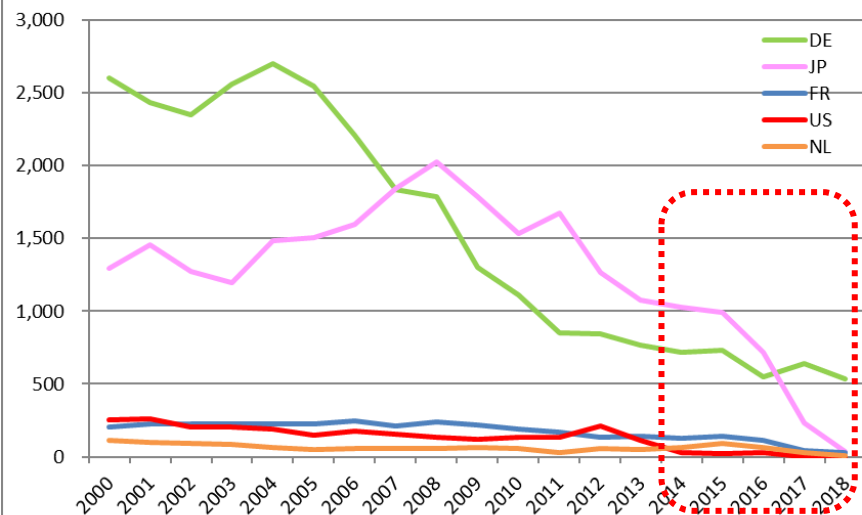
イギリス

ドイツ

LOR宣言件数上位国 TOP5 (出願年別)



LOR宣言件数上位国 TOP5 (出願年別)



※ イギリスは設定登録後にLOR宣言可能、ドイツは出願後からLOR宣言可能

最近の出願のLOR宣言件数は両国共に少ない



イギリス・ドイツにおけるLOR宣言案件のIPC

イギリス

分類	件数	占有率
A	594	6.1%
B	2,157	22.3%
C	115	1.2%
D	168	1.7%
E	80	0.8%
F	1,659	17.1%
G	2,571	26.5%
H	2,350	24.2%

ドイツ

分類	件数	占有率
A	4,667	7.5%
B	15,989	25.6%
C	1,063	1.7%
D	1,386	2.2%
E	1,154	1.9%
F	14,136	22.7%
G	11,073	17.8%
H	12,896	20.7%

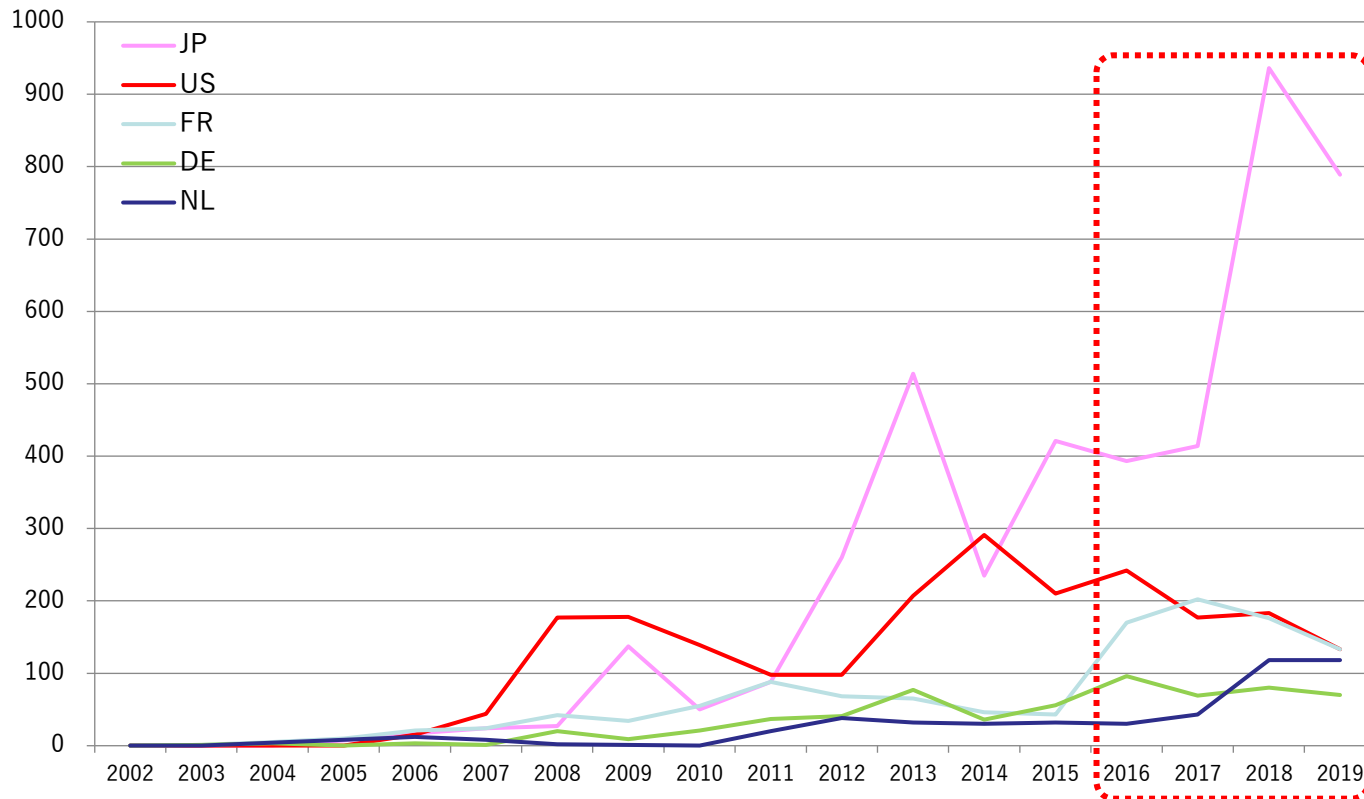
- A：生活必需品
- B：処理操作；運輸
- C：化学；冶金
- D：繊維；紙
- E：固定構造物
- F：機械工学；照明；加熱
；武器；爆破
- G：物理学
- H：電気

両国ともに、電気・機械系の利用が多い



イギリスにおけるLOR宣言件数上位5か国の推移

LOR宣言件数上位国 TOP 5 (宣言年別)

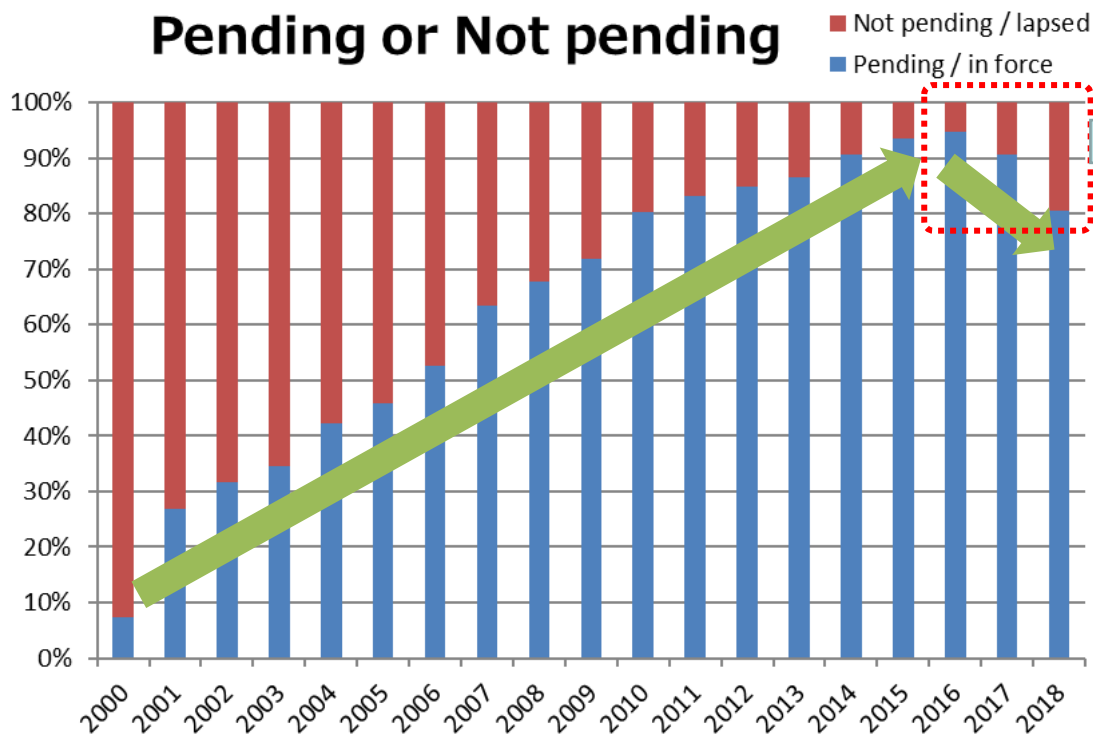


2016年以降、日本がダントツでトップ



ドイツにおけるLOR宣言案件の権利維持状況

Pending or Not pending



Not pending案件内訳

	2016	2017	2018
拒絶確定	18%	9%	6%
権利放棄	82%	23%	2%
優先権主張に伴う取下げ	0%	68%	92%

優先期限前の早い時期にLORを宣言する案件が相当数存在



イギリスにおけるLOR宣言の多い出願人

	出願人	件数	
1	自動車メーカーA社	2,320	JP
2	IBM	1,932	US
3	PSA Automobiles	873	FR
4	Philips	616	NL
5	MIELE & CIE	448	DE
6	自動車メーカーB社	444	JP
7	電機メーカーC社	429	JP
8	トムソン	420	FR
9	電機メーカーD社	387	JP
10	NCR Corporation	189	US

赤字・・・自動車メーカー
青字・・・電機関連メーカー

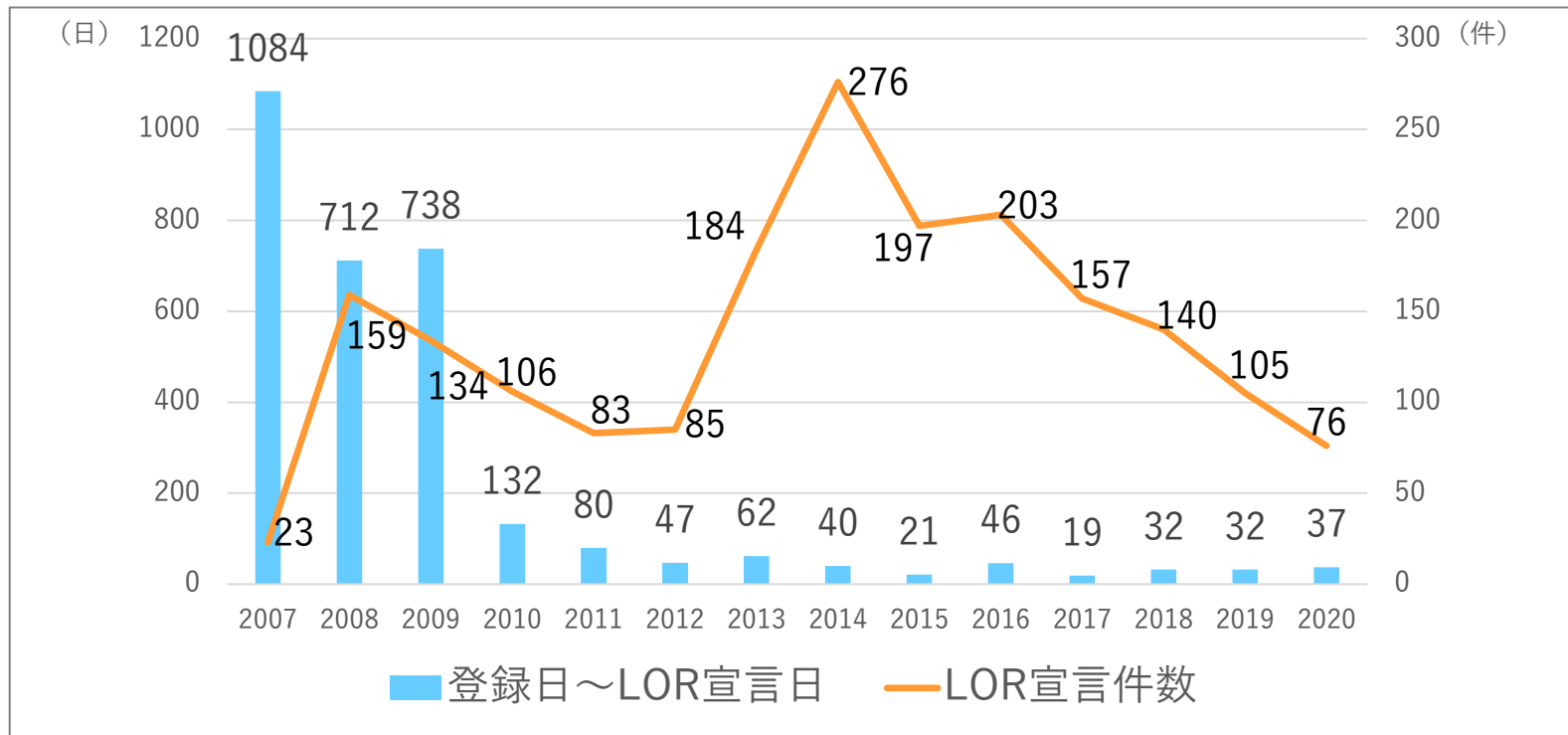
- TOP10の累計は8,058件
- 全LOR件数（9,694件）の83%

自動車・電機関連分野の出願人が上位を占めている



イギリスにおける特定企業のLOR戦略①

IBM (LOR件数ランキング2位)

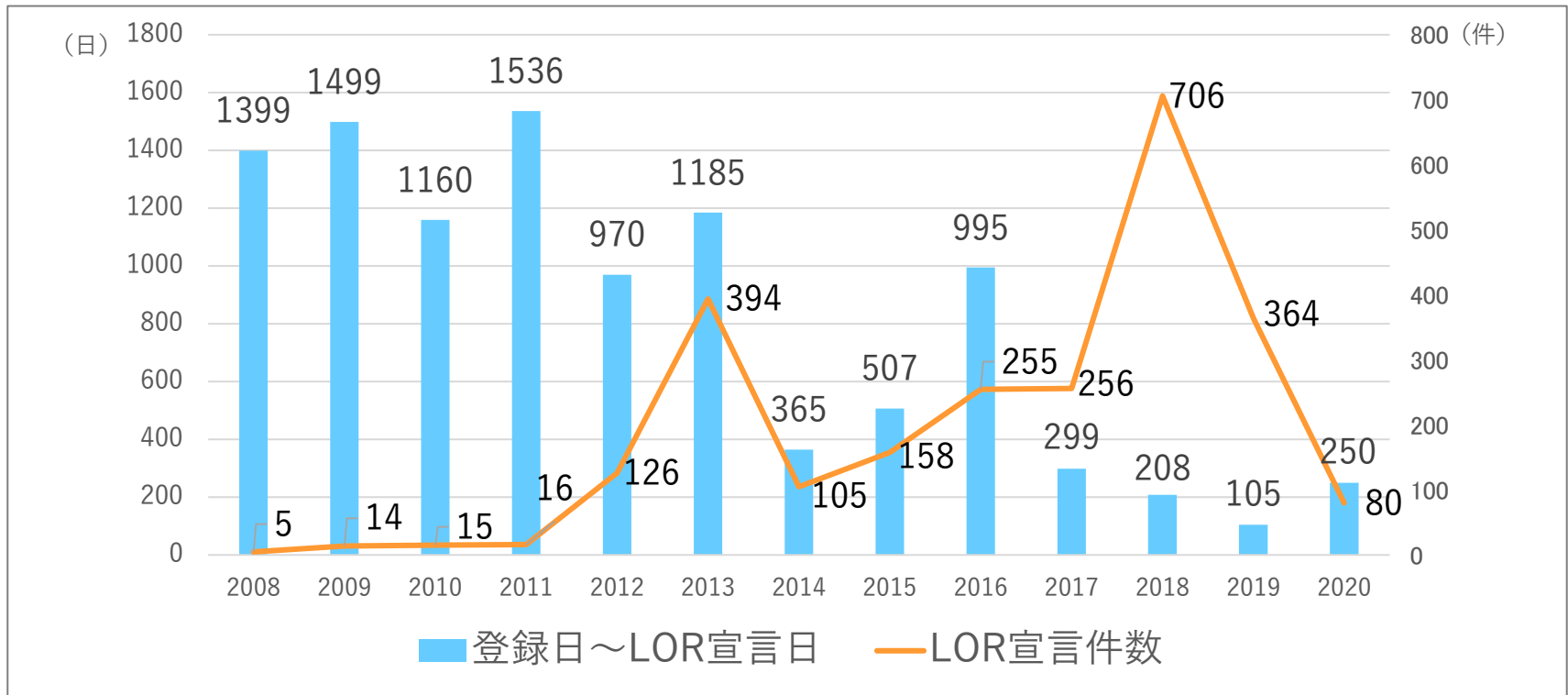


2010年以降、登録日からLOR宣言日までの日数が大幅減
👉 登録時にLOR宣言を検討



イギリスにおける特定企業のLOR戦略②

自動車メーカーA社（LOR件数ランキング1位）



登録日からLOR宣言日まで日数が短縮

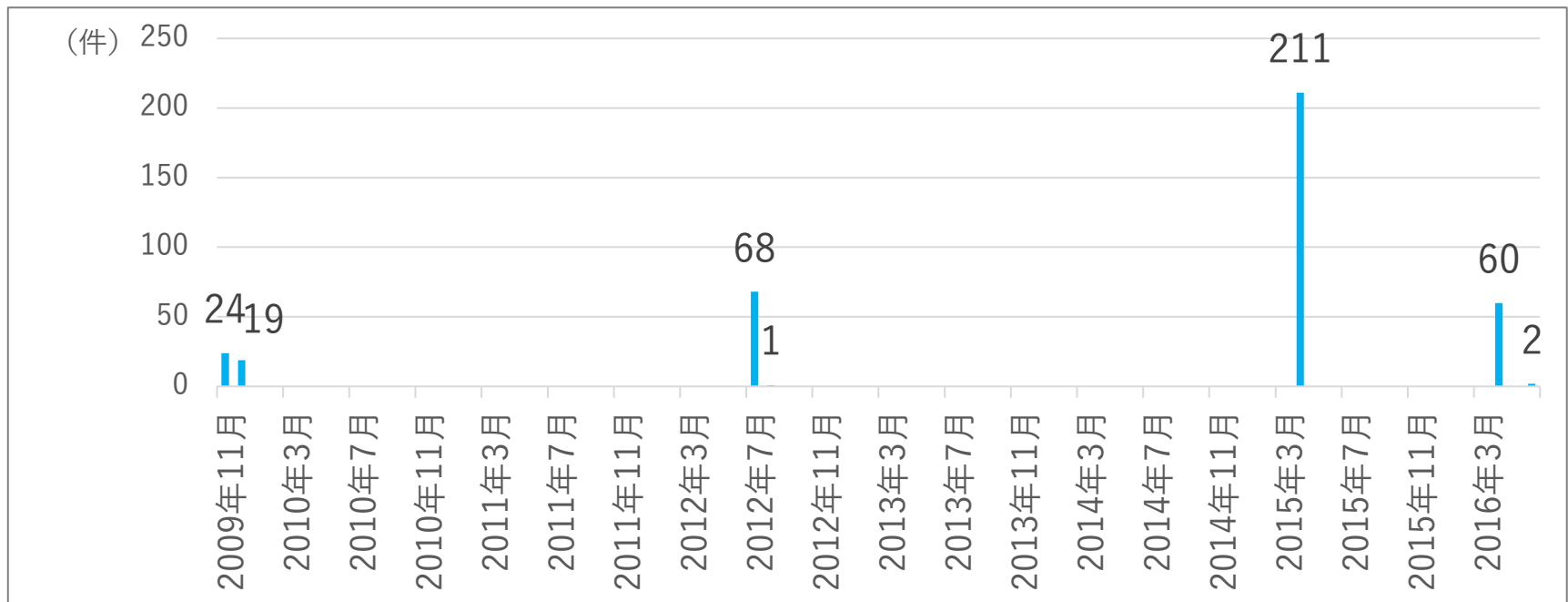


登録時にLOR宣言を検討



イギリスにおける特定企業のLOR戦略③

電機メーカーB社（LOR件数ランキング9位）



- ・ 2009年，2012年，2015年，2016年にまとめてLOR宣言
- ・ 登録日からLOR宣言日までの平均日数は1,069日



定期的に棚卸をしてLOR宣言を検討



大学・研究機関におけるLOR件数

ドイツ（2件以上）

大学/研究機関名	件数
京都大学	9
Genesis Research Institute	7
名古屋工業大学	7
名古屋大学	5
Advenchen Laboratories	4
東北大学	4
国際電気通信基礎技術研究所	3
Carnegie Mellon University	3
名城大学	3
神戸大学	3
静岡大学	3
東京大学	3
東京工業大学	3
大学共同利用機関法人	2
自然科学研究機構	2
The Regents of The University of California	2
九州大学	2
熊本大学	2
山口大学	2

イギリス（1件以上）

大学/研究機関名	件数
東京工業大学	3
京都大学	2
中川研究所	2
Carnegie Mellon University	1
Coventry University	1
大学共同利用機関法人	1
Lancaster University Business Ent	1
熊本大学	1
The University of Lancaster	1
The University Of Nottingham	1
東京大学	1
国際電気通信基礎技術研究所	1
名古屋工業大学	1
M Hikari & Energy Laboratory	1

日本の国立大学が多い



LORの考察

今回の調査でわかったこと

- 👉 日本企業の利用が多い、かつ特定の企業のみ
- 👉 機械・電機分野が中心
- 👉 特許1件の価値が相対的に高い分野での利用は少ない
(化学・医薬等)
- 👉 登録時に宣言するタイプと定期的に宣言するタイプ

その一方で、利用率が少ない要因は、

- 👉 無差別なライセンス許容、 ライセンス条件の不透明さ
- 👉 差止請求の制限

ご清聴有難うございました

~Creating IP Vision for the World~



一般社団法人日本知的財産協会

